

京都市告示第 679 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 5 年 3 月 10 日

京都市長 門川 大作

- 1 供用しない施設  
常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）
- 2 供用しない日  
令和 5 年 3 月 27 日（月）

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）